

蒲郡駅事件これで有罪か?! シリーズ⑤

近藤裁判長！加藤さんが持っているファイルが 内部文書ファイルとなぜ断定できるのか？

「蒲郡駅事件」の争点のひとつが、加藤さんが複写した元となる文書と、古田助役が管理していた文書が同一かということです。具体的には、監視カメラの映像上で加藤さんが持つファイルと主任レポートに関する内部文書（古田文書）が綴られていたファイルが同一と認められるかということです。第2回公判で上映された監視カメラの映像では、加藤さんが持っているファイルが内部文書のファイルだと断定することはできませんでした。

近藤裁判長は判決要旨においても、「古田文書のファイルは水色で、赤色のラベルに黒色の文字で主任レポートと記載されたものが貼付された」とした上で、防犯ビデオの画像上では「黒い文字らしきものが記載されているように見える」「赤色は確認できない」としか認定できなかったのです。にもかかわらず、加藤さんが持っているファイルは、「表紙の表題部に記載の位置や文字の見え方を含め古田文書と共通している」「防犯ビデオの画像から認められる形状等に関し共通点が認められる」「特に矛盾する点は認められない」として、加藤さんが管理者専用書庫から内部文書が綴られたファイルを持ち出したと認定したのです。しかしそれは、すべて憶測にしか過ぎません。

「加藤は犯罪者だ」を前提として結論を導き出したのです。断じて許せません。

**懲役6ヶ月の不当判決を許さない！
加藤誠二さんの完全無罪を勝ち取ろう！**